主 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実

第一 当事者双方の申立

原告

被告は、原告に対し、金四八〇万円およびこれに対する昭和四十七年四月一五 日から支払ずみまで年五分の割合による金員の支払をせよ。

訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決および第一項につき仮執行の宣言を求める。

被告

主文と同趣旨の判決を求める。

第二 原告の請求の原因

原告の商標権

原告は、次の商標権の権利者である。

(一) 登録番号 第四二五、九九九号

登録商標 別紙商標公報(甲)のとおり

旧六五類玩具および運動遊戯具 指定商品

出願日

昭和二四年七月四日 昭和二七年十二月二二日(商標出願公告昭和二七年第一六、七五四号) 昭和二八年五月二七日 公告日

登録日

(二) 登録番号 第五六一、四九九号 登録商標 別紙商標公報(乙)のとおり

指定商品 旧六五類玩具

昭和三四年四月七日 出願日

昭和三五年二月三日(商標出願公告昭和三五年第二、四三八号)昭和三五年十二月一〇日 公告日

登録日

登録商標の構成

(一) 登録商標甲は、別添商標公報(甲)のとおり、「TOYLAND」と横書きし、その下「O」と「N」との間に位置するように「トイランド」の文字を横書 き併記してなる文字商標である。

登録商標乙は、別添商標公報(乙)のとおり、「おもちやの国」の文字を 左から右に横書きし、その下で前記文字の「も」と「の」の間に位置するように 「TOYLAND」の文字を横に併記してなる文字商標である。

三 被告の商標

被告は、昭和四二年一〇月ころから昭和四六年三一日ころまでの間、被告

店舗内において、次のような各標章を使用した。

被告店舗の七階から八階(玩具売場)に至る階段附近の左右両側に家形の (\square) 玩具広告場(横約二メートル、縦約三メートル)を設け、その中に玩具の箱を陳列 し、その正面下段部分に別紙目録記載(1)の標章を表示し、店舗内数か所に「店 内各階ご案内」板なるものを設け、同板の八階案内記事中「玩具・人形」と表示し た部分の下に右と同じ標章を表示し

被告店舗の七階から八階(玩具売場)に至るエスカレーターの上部に (Ξ) 青・緑・黄・赤の各色を配したアーチ形トンネルを設置し、そのトンネルの天井か ら吊り下げた看板に別紙目録(2)の標章を表示し、

八階玩具売場内に等身大の楕円形をした立看板を設け、これに別紙目録記 載(3)の標章を表示し

八階玩具売場内に天井から吊り下げた看板に別紙目録記載 (4) の標章を 店舗内数か所に「8階店内ご案内」に板なるものを設け、同板の左側上部 (五) の「玩具・人形」の表示部分に右と同じ標章を表示し、

店舗内数か所に「玩具・人形・プラモデル・模型・ゲーム用品・お子様の りもの・タカラヅカコーナー」の文字を記載した店内広告板を設け、その広告板の 上部に別紙目録記載(5)の標章を表示した。

(七) 以上のように、被告は、前記各商標を商品玩具のイメージアップとして広 告用に使用したものである。すなわち、「TOYLAND」「おもちやの国」の表

示は、多数のおもちやが、ある遠方の幻想的な国からはるばるこの売場にやつて来 たものであるとの印象を子供らに抱かせる機能をもつているものであって、前記使用の態様とくに前記(二)、(三)の態様によつて、顧客に対し、幻想的な「おもちやの国」が眼前に開けてくるような錯覚を起こさせることを意図し、玩具の広告 用に使用したものである。

四 本件各登録商標と被告の商標との対比

被告の標章は、いずれも本件各登録商標と類似する。被告の別紙目録記載 4)、(5)の標章は、「阪急」の文字が付加されてはいるが、これらは、いず れも本件登録商標乙と外観が類似するものというべきものであるから、類似性を否 定できない。

五 被告の不法行為と原告の損害

被告は、前記のとおり昭和四二一〇月から同四六年一〇月三一日までの 間、原告の本件登録商標に類似する別目録記載(1)から(5)までの標章を少な くとも過失により使用して、原告の本件各商標権を侵害した。

原告は、本件各商標権につき他人に使用権を許諾するとすれば通常受ける べき金額の額に相当する額の金銭を得られるところ、その使用料相当の額は、本件 二商標権で一か月金一〇万円が相当であるから、原告は、被告の前記侵害行為によ つて合計四八〇万円の使用料相当の損害を被つた。

六 請求

原告は、被告に対し、前記金四八〇万円およびこれに対する不法行為の よつて、 後である昭和四七年四月一五日から支払ずみまで年五分の割合による遅延損害金の 支払を求める。

第三 被告の答弁

請求原因一の項の事実は認める。

2 同二の項の事実は認める。

同三の項(一)の事実のうち、被告が別紙目録記載の各表示を被告の店舗内で 使用したことは認めるが、使用をはじめた時期は、昭和四四年九月ころである。

同三の項(二)のうち、原告主張の階段附近の一側に原告主張の横約二メート ル、縦約三メートルの家形の物件を設けてその正面に別紙目録記載(1)の表示を し、店舗内数か所に設けた案内板に原告主張のように右同表示をしたことは認める その余の事実は否認する。

同(三)のうち、「看板」の表現を除き認めるが、これは案内板であり、標章を 付して使用したものではない。

同(四)のうち、「立看板」の表現を除き認めるが、これは案内板であり、標章 を付して使用したものではない。

同(五)のうち「看板」の表現を除き認めるが、これも案内板であり、標章を付 して使用したものではない。「8階店内ご案内」板の表示は、左側上部の「外商部」の縦書文字とその左側の「玩具・人形」の横書文字とほぼコ字状を形成するよ うに「阪急おもちやの国」(別紙目録記載(4))の文字を「玩具・人形」の文字 の上部に横書きにして表示したもので、売場の案内表示にすぎない。

同(六)のうち、「店内広告板」の表現を除き認めるが、別紙目録記載(5)の 表示は、店内案内のためにしたものであり、標章を付して使用したものではない。 同(七)は否認する。

4 請求原因四の項のうち、別紙目録記載(4)、(5)の表示は、本件各登録商 標と類似しない。

5 同五の項(一)のうち、被告が店内において別紙目録記載(1)から(5)ま での表示を使用したことは認めるが、その余の事実は否認する。

同(二)は否認する。

被告の使用した表示は、商標の使用にはあたらない。

(一) 商標は、商品の出所を表示し、商品の品質を表示する機能をもつものであって、この二機能を有するが故に、商標は、当該商品を消費者、取引者に記憶されて広告作用を伴うことになるのである。 しかるに、被告の使用した別紙目録記載の各表示は、もつぱら店内の売場を案内

する機能しかなく、いわゆる出所表示機能も品質保証機能も果していないから、商 品玩具の広告用として使用したものとは、いいえない。

(二) また、商標の使用とは、標章をその商品との具体的関係で使用することを いうのであつて、被告の使用態様は、その商品玩具との具体的関係で使用されたものでなく、このことは、その売場案内の表示にすぎないことから明らかである。 ー 請求原因一、二の項の事実は、当事者間に争いがない。 二 被告が、被告店舗内において別紙目録記載(1)から(5)までの各表示を使 用したことは、当事者間に争いがない。

そこで、被告の右各表示の使用が、商標の使用にあたるかどうかについて検討する。

昭和四六年一〇月一五日に被告の店内を撮影した写真であることにつき当事者間 に争いのない甲第五号証の一から八まで、証人【A】の証言、原告会社代表者本人 尋問の結果および本件口頭弁論の全趣旨を総合すると、被告会社は、昭和四四年九 月ころ、それまで六階にあつた玩具売場を八階に移し(この時期以後は、八階には 玩具売場のほかに外商部があるだけであつた。)てから、玩具専門の売場を表示す るために、別紙目録記載(1)から(5)までの表示を、次に認定する態様で使用したこと、その使用の態様は、(一)昭和四四年九月ころから昭和四六年二月ころまでの間、おとぎの国を想起させるような建物の模型を七階から八階に通じる階段 の左側に設けて、その内部に玩具の箱を陳列し、その裾板前面に別紙目録記載 (1) の表示をし、昭和四四年九月から昭和四六年一〇月までの間店舗内数箇所 「店内ご案内」と表示した案内板を設け、各階の断面表示中八階部分の右寄り に「玩具・人形」と横書きし、その文字の下に別紙目録記載(1)の表示を「玩具・人形」の文字よりも小さく表示し、(二)昭和四六年五月ころから昭和四六年 一〇月ころまでの間、七階から八階に至るエスカレーターの上、八階部分にアーチ 形をした赤・青・黄・緑等の彩色板を並べてアーチ形トンネルを形成し、その屋根 部分から別紙目録記載(2)の表示をしたほぼ楕円形状の板を吊り下げ、(三)昭和四五年六月ころから昭和四六年一〇月ころまでの間、八階の玩具売場内に等身大 の楕円形の板を立てて、これに別紙目録記載(3)の表示をし、昭和四四年九月こ ろから昭和四六年一〇月ころまでの間、八階玩具売場内の天井から吊り下げた横に 長い彩色板に別紙目録記載(4)の表示をし、(五)同じ期間、「8階店内こ 内」と横書きした案内板の左上部に、別紙目録記載(4)の表示をし、この案内板 には、客の現在位置を指示してあるほか、前記表示部の下部にその文字よりもやや大きい文字で「玩具・人形」と横書きで記載し、これとほぼ同じ大きさの「外商 部」の文字をこれらの右側に縦に記載し、これら三者の文字でコ字状を形成するよ うに表示し、(六)前記同期間、店舗内数箇所に、ほぼ正方形の隅とりの枠をあら わした中に、上部に、別紙目録記載(5)の文字を表示し、その下に「玩具・人 形」「プラモデル」「模型」「ゲーム用品」「お子様のりもの」「タカラヅカコ ナー」と上から下に順次横書きに記載し、右枠外右下に「外商部」と表示しその最下部左寄りに「8階西館」と横書にし、その右側にそれらの位置を指示する右向きの赤い矢印をあらわした案内板およびこの案内板のうち「外商部」の表示を欠き、 しかも、前記枠外の下部に表示された「8階西館」の文字を、枠内の最下部右寄り に記載し、その左側に赤い矢印を併記した案内板をそれぞれ設けたものであること が認められる。

ものというほかはない。 三 よつて、原告の本訴請求は、その余の点につき判断するまでもなく、理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(別紙)

<11755-001> (別紙目録)

<11755-002>